

# 青森県報

第四千二百四十六号

平成二十九年  
一月十日  
(火曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則 (市町村課) … 一

### 告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………	(保健衛生課)	…	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	(同)	( )	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………	(同)	( )	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	( )	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同)	( )	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	( )	三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	( )	三
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	( )	三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同)	( )	四
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………	(会計管理課)	( )	四
土地改良区の解散……………	(農村整備課)	( )	四

建設業者の許可の取消し…………… (東青地局) …… 五

右 同…………… (三八地局) …… 五

右 同…………… (上北地局) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

出先機関…………… (東青地局) …… 六

## 規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

青森県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十年一月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号中「年〇・一パーセント」を「年〇・〇一パーセント」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに貸し付けた資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 青森県告示第六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の

規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	リヴ調剤薬局なみおか店	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 二一七の二九	平成 二六・三・一
変更後	どんぐり薬局なみおか		
変更前	リヴ調剤薬局青柳店	青森市青柳二丁目四の八	平成 二六・三・一五
変更後	青柳薬局		

青森県告示第七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十條の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
健生平賀診療所	平川市柏木町柳田二四八の二	平成 二七・五・三
あおぞら薬局	青森市富田一丁目一三の一七	平成 二六・三・一五

青森県告示第八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百

二十一号）第十九條の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医の区分	氏 名	名 称	所 在 地	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	変 更 年 月 日
変更前	難病指定医	梅本 実香	独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ケ丘一		産婦人科	平成 二六・一〇・一
変更後			西村産婦人科クリニック	八戸市小中野四丁目八の一八			

青森県告示第九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名称又は住所	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業者の種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
ハピネス株式会社	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	居宅サービスの種類	訪問看護	平成 二六・三・三
ハピネス訪問看護ステーション	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	居宅サービス事業を行う所	訪問看護	

青森県告示第十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者		居宅サービス の種類	名称	居宅サービス事業を 行う事業所	廃止の 年月日	廃止 年月日
	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所					
株式会社 Creasia	弘前市大字向 外 九瀬三丁目一 四の四	弘前市大字高 田 一丁目一〇の 七	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三
医療法人 鶴豊会	弘前市大字高 田 一丁目一〇の 七	弘前市大字富 田 一丁目七の 四	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三
訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三
訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三

青森県告示第十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称	指定介護予防サービス 事業者		介護予防 サービスの 種類	名称	介護予防サービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
	氏名又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所				
株式会社 ハピネス株 式会社	黒石市大字 八幡 の三	黒石市大字 八幡 の三	訪問看護	ハピネス 訪問看護 センター	黒石市 大字 八幡 の三	平成 二六・三・三

青森県告示第十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称	指定介護予防サービス 事業者		介護予防 サービスの 種類	名称	介護予防サービス事業を 行う事業所	廃止の 年月日	廃止 年月日
	氏名又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所					
株式会社 Creasia	弘前市大字向 外 九瀬三丁目一 四の四	弘前市大字高 田 一丁目一〇の 七	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三
医療法人 鶴豊会	弘前市大字高 田 一丁目一〇の 七	弘前市大字富 田 一丁目七の 四	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三
訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三
訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	訪問介護	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	つがる市 社会福祉 協議会 つがる市 木造若 緑五二	平成 二六・二・三	平成 二六・三・三

青森県告示第十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人秋葉会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	平成二六・三・二五	
合同会社心友	つがる市森田町の七	共同生活援助	平成二六・一・一	
障害福祉サービスを行う事業者	名称	所在地	指定年月日	
障がい者デイサービス根城の家	八戸市根城六丁目一九の五	平成二六・三・二五		
グループホームやすらぎ荘	つがる市森田町の二	平成二六・一・一		

青森県告示第十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
障害児通所支援事業を行う事業者	名称	所在地	指定年月日	

特定非営利活動法人らぼると	弘前市大字青山四丁目二五の三	放課後等デイサービス	平成二六・一・一
こどもサポートキ	弘前市大字浜の三丁目五の		

青森県告示第十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
弘前市大字上白銀町の一  
弘前市職員組合
- 二 変更内容
  - 1 変更前  
弘前市大字上白銀町の一
  - 2 変更後  
弘前市大字茂森町四〇の一

公 告

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、原別土地改良区は、平成二十八年十二月二十六日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 今工務店

二 氏名 今 英世

三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字江渡五二の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一六三七〇号

五 取消年月日 平成二十八年十二月二十日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社カワサキRCC

二 代表者の氏名 川崎 良一

三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家二丁目二の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第三〇〇四五一号

五 取消年月日 平成二十八年十二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 笹倉建設株式会社

二 代表者の氏名 本間 正信

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字滝沢平二の一七四四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第九四一〇号

五 取消年月日 平成二十八年十二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大工業

- 二 代表者の氏名 沼端 一也
  - 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町東後谷地三八の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二八) 第五〇〇六一三号
  - 五 取消年月日 平成二十八年十二月二十一日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十八年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した原別土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

氏 名	住 所	就任の年月日
鹿内 武安	青森市原別一丁目三の八	平成二六・三・二六
小笠原啓悟	大字泉野字野脇二五の一	"
森山 武二	原別六丁目七の三〇	"
和田 由春	大字八幡林字熊谷六八	"
斉藤 隆治	大字諏訪沢字野田一四九	"

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭